

○学生のアルバイトに関する取扱要項

平成 24 年 10 月 1 日

改正 令和 3 年 9 月 1 日

1. 趣旨

名寄市立大学（以下「本学」という。）学生のアルバイトによる修学、健康への支障ならびにトラブルや犯罪被害を未然に防止するため、本学における学生のアルバイトの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 基本的考え方

アルバイトは、授業料等の学費、生活費、就職・進路決定のための費用等、学生生活に必要な経済的側面の一部ないしは全てを充足するための手段であるとともに、地域社会とかかわる貴重な機会でもある。しかし、学業や健康への影響やトラブル、事故、犯罪被害等の誘発、労働条件や契約解除等の労働契約に関するトラブルの可能性は否定できない。アルバイトは労働者である学生と使用者との労働契約により、学生が自らの責任のもとで行うものである。しかし、本学は学生の修学、健康への支障ならびにトラブルや犯罪被害を未然に防止するため、学生支援の一環としてアルバイトに関する相談、支援等を行うと共に制限職種等については推奨しない。

3. 支援内容

(1) アルバイト求人学の学内掲示

4. に掲げる制限職種等に該当せず、労働条件等必要な項目を明示した学生アルバイト求人票（以下「求人票」という。）については、一定期間に限り学内に掲示する。

(2) 労働契約についての注意事項の周知

労働契約については、学生の責任において行うものとするが、ガイダンス、掲示等により労働契約時の注意事項等を周知し、注意喚起を行う。

(3) 教学上必要な指導

学生の修学、健康への支障、事故や犯罪被害防止のために、制限職種等への従事者には必要な指導を行う。

(4) アルバイトに関する相談、支援

学生課学生係及び各学科学生委員等により、労働条件、労働行為、労働契約等に関する相談、支援を行う。

4. 制限職種等

以下の業種、業務について、原則として学生の従事は推奨せず、学内での求人票の掲示及び一切の求人活動を禁止する。

(1) 教育的に好ましくないもの

- ① 22 時以降の深夜業務
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律において風俗営業に該当する業務（パブ、スナック、パチンコ、麻雀等）
- ③ 公営競技に関する業務（競馬、競艇、競輪、オートレース等）
- ④ 街頭でのチラシ配り、ポスター貼り、調査、勧誘等の業務
- ⑤ 訪問による販売、勧誘、集金等の業務
- ⑥ 選挙の応援に関する一切の業務
- ⑦ 住民票の転記等の個人のプライバシーに関する業務
- ⑧ 人命に関わることが予測される業務（水泳プール監視員、ベビーシッター等）

(2) 人体に有害なもの、危険を伴うもの

- ① 粉塵、有毒ガス、騒音等により健康管理上有害な環境下での業務
- ② 特に高温度もしくは低温度での業務
- ③ 有害な薬物を取り扱う業務
- ④ 自動車、単車の運転業務
- ⑤ 線路内、交通頻繁な路上での業務
- ⑥ 建築現場や高所での業務
- ⑦ 警備保障に関する業務

(3) 法令に違反する業務

- ① マルチ商法、無限連鎖講（ネズミ講商法など）に関する業務